

平成 26 年 11 月 7 日

第 37 回個人情報保護士認定試験 受験者各位

第 26 回個人情報保護法検定 受験者各位

一般財団法人 全日本情報学習振興協会  
問題作成委員会

## 新ガイドラインに関する問題の出題について

当協会は、第 37 回個人情報保護士認定試験および第 26 回個人情報保護法検定を平成 26 年 12 月 14 日に実施致しますが、問題作成におきまして、新しい「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」に関する問題を、時事問題の一環として数問出題する方向で検討致しております。

当該ガイドラインはベネッセコーポレーションによる大量の顧客情報の漏洩事件を契機として、平成 26 年 8 月 15 日に茂木敏充経済産業相（当時）が早急に見直すことを明らかにしておりました。

この新ガイドラインの案につきまして、予定通り本年 9 月 26 日に政府より示され、パブリックコメントの募集が行われておりましたが、先般 10 月 28 日に締め切られております。現在は結果公示の準備を進められている段階かと思われます。

今後、新ガイドラインは本コメントの検討を経たうえで、平成 27 年の早い時期に定められると思われませんが、方向性としては原案と大きな変更はないものと思われれます。

個人情報保護士認定試験および個人情報保護法検定は個人情報保護法の理解と個人情報の安全管理にかかる正しい知識と新しい知識を学習し、企業や団体の個人情報の保護を推進することを目的としております。したがって、事件や事故の防止を目的とした新施策に関する知識はいち早く試験課題として取り上げるのが肝要であると考えます。

新ガイドラインに関する問題は、最終案ではないことを前提としつつ、案の新しい方向性や強化される安全管理措置のうち、蓋然性が高く、また特徴的な内容を設問として取り上げていく予定です。

今回は特別措置でございますが、発表されましたガイドラインの新旧対照表を受験者各位へお送りしますので、是非学習の参考にしていただければ幸いです。

発表されました新旧対照表は、変更となる部分の抜粋が記載されており、現行ガイドラインと改正ガイドライン案が併記され、改正案に傍線（下線）が引かれた箇所が改正部分でございます。

新ガイドラインに関する試験問題は改正部分を中心に出题する予定ですので、受験生の皆さまにおかれましては、当該部分を十分に学習されることをお勧め致します。

なお、当協会の個人情報保護士認定試験のページから現在検討されている、同封の新旧対照表および、新ガイドライン概要、現行ガイドライン全文がダウンロードできますのでご同僚等、皆様でご利用下さい。

### 新旧対照表

<http://www.joho-gakushu.or.jp/piip/pdf/s59511408702.pdf>

### ガイドライン改正の概要

<http://www.joho-gakushu.or.jp/piip/pdf/m59511408701.pdf>